

情 個 審 答 申 第 2 号
令和8年（2026年）4月24日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）8月5日付け、南総企発第332-3号により諮問を受けました
下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

南区土木センターが保有する、特定の土地の用地買収交渉の相手方に送付する文書の内容
に関して法制課と協議した内容、協議時に使用された書類等及びその結果書類等の文書
等不開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示決定は、妥当である。しかしながら、その理由の提示は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）第11条第2項に違反するものであることから、決定を取り消し、実施機関において改めてその理由を具体的かつ明確に提示した上で開示請求を拒否する決定をすべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）11月14日、審査請求人は、条例に基づき、南区土木センターが保有する、特定の土地の用地買収交渉の相手方に送付する文書の内容に関して法制課と協議した内容、協議時に使用された書類等及びその結果書類等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年12月2日、実施機関は、本件開示請求に対し、文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同月7日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 実施機関は、条例第7条第6号に該当するとして不開示としているが、公開することで、関係者が率直な意見を交換しにくくなり、意思決定の質が低下するおそれがある理由がない。
 - (2) 意思決定が外部からの圧力や影響を受け、中立性が損なわれるおそれはない。
 - (3) 公開することで、市民の間に誤解や混乱が生じる可能性、特に未確定の情報や議論の途中経過が公開されると、誤った情報が広まるリスクもない。
 - (4) 特定の者に対して不当に利益を与えたり、不利益を及ぼしたりするおそれもなく、例えば、競争上の優位性が失われる場合や、個人のプライバシーが侵害される場合もない。
 - (5) 以上(1)～(4)について、その理由も説明せず、ここに具体的にどう影響があるのか回答を求める。

- (6) 既に法制課との協議内容の結果は、審査請求人に文書で通知されている。協議結果が審査請求人に示されているものを公開しないのか。
- (7) 開示請求書に記載しているとおり、法制課とどの資料で打ち合わせたか、その結果はどうだったのかを開示請求しているのに開示しないのは、条例に違反している。
- (8) 審査請求人個人の情報について、審査請求人自身の情報を得るために開示請求を行っているのに開示しないのは、条例違反である。
- (9) 前回は、法制課と協議した書類は開示されおり、今回開示しないのは条例違反である。
- (10) 用地買収の必要性を問うと所長は「より安全のため」と審査請求人に説明した。更に、用地立会いの関係者出席の場で職員も「より安全のため」に工事すると説明した。なぜと尋ねるも「より安全がいいでしょ。」と言い説明しない。
- (11) 何度も所長と職員に工事の必要性、買収の必要性を構造（技術）計算書で証明するよう求めたが、これに応じず現場はアンカー工法で行っているのに、アンカー工法の構造（技術）計算書で示し説明すべきであるがこれもしない。
- (12) 盛土しなかった場合の側溝の転倒防止策として行ったのであれば、なぜ令和6年（2024年）8月2日に用地買収の境界立会を審査請求人に求め、用地買収するか全くチグハグである。
- (13) 同年9月20日の用地立会いで職員は用地境界立会いの途中で「前に進まないようですので帰ります。」と言い、関係者に帰る理由も説明せず帰ってしまった。関係者は唖然と見送る以外なかった。当然、参加者に了解を得るか、参加者全員から「前に進まない」と意見が出てから帰るべきである。
- 用地立会いで関係者を集めておきながら、関係者に何も告げず帰ってしまい、その回答として同年11月1日付けで通知のあった内容について、法制課と協議のうえ提出したと所長は回答したので、その協議した内容を求めているものであり、開示しないのは条例違反である。
- (14) 解決方法として、特定の市道の側溝補強工事は安全性に問題があるので、安全性の構造（強度）計算書及び工法検討書を提出すること。
- (15) この危険極まりない市道問題を解決（解消）するため、側溝横に盛土を審査請求人の土地にすれば解決するのに、なぜしないのか回答を求める。市民に対して危険極まりない状態にしたままであるので、審査請求人の土地に「盛土することについて一切条件は付けない」と提言しているのになぜしないのか。
- (16) これまでも、今回も同様であるが何ら回答をしないのではなく、回答をすること。それにより、開示請求をしない。なぜ、尋ねてもダンマリを決め込み回答しないのか、そのため開示請求をしなければならない。包み隠したまま市民に対して危険極まりない背信行為をしないこと。

2 実施機関の主張

- (1) 審査請求人が求める文書は条例第7条第6号に当たり不開示となる。
- (2) 「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある可能性のあるものには、予測できないものであり、審査請求人の具体的にどう影響があるのか予測はできない。
- (3) そもそも、個人情報に関する開示であれば、「保有個人情報開示請求」により開示請求できるが、開示請求文書を確認すると、内部の協議文等の開示を求められているので、内部協議文については不開示となる。
- (4) 開示されているものについては、結果であり、協議した文書や内容等には該当しないため。
- (5) その他の主張については、条例に基づく文書等開示には関係しないため回答しない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、南区土木センターが保有する、特定の土地の用地買収交渉の相手方に送付する文書の内容に関して法制課と協議した内容、協議時に使用された書類等及びその結果書類等(以下「本件文書」という。)である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 条例第7条第6号該当性

条例第7条第6号は、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定する。

そして、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定に至るまでの過程の各段階

において行われている様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

本件については、本件文書は、法制課に対して提出した、法制課への相談内容及び課の方針が記載された「相談メモ」、その資料としての通知文案並びに相談内容を受けて修正した通知文案である。これらの文書は、実施機関内部において、特定の土地の用地買収交渉に関して今後の対応方針を決するに至るまでの検討等に関連してやり取りされた文書であり、市の機関内部における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

また、最終的な決定に至るまでの段階における検討内容等がそのままの内容で公開されるとなると、外部からの圧力、干渉等の影響を受けること等により、当該対応に係る意思決定だけでなく、将来同種の検討等に係る意思決定においても率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる蓋然性が高く、また、市民や事業者に対して誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる蓋然性も高い。

よって、本件文書は、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当する。

以上より、本件文書が条例第7条第6号に該当するとして本件開示請求を拒否した実施機関の判断自体は、妥当である。

4 理由付記の妥当性

(1) 審査請求人は実施機関が条例第7条第6号に該当することについて「理由も説明せず、具体的にどう影響があるのか回答を求める」と主張することから、本件処分の不開示決定通知書における理由の付記の妥当性について検討する。

(2) 理由付記に関する定め

条例第11条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る文書等を開示しない決定その他当該開示請求を拒否する決定（以下これらを「請求拒否の決定」という。）をしたときは、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面で通知しなければならない」と規定している。

この規定の趣旨は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせて不服の申立てに便宜を与える点にある。

そのため、要求される理由付記の程度は、単に不開示の根拠規定を示すだけでは足りず、条例第7条各号に記載される不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに開示請求者が了知し得る程度のものでなければならない（最高裁平成4年（行ツ）第48号同年12月10日第一小法廷判決参照）。

(3) 条例第11条第2項該当性

本件については、本件処分の不開示決定通知書には、不開示とした文書が何であるかの具体的な記載もなく、また、不開示の理由についても「情報公開条例7条6号にあたりますので、不開示となります。」という根拠規定の説明しか記載されておらず、当該条文を適用する具体的根拠が示されていない。そのため、本件処分は、開示請求者である審査請求人にとっては、どのような文書が存在し、それがどのような理由によって請求拒否の決定がなされたのかを了知できず、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行うに当たって具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、条例第11条第2項の要求する理由の提示の要件を欠くといわざるを得ない。

したがって、本件処分は、条例第11条第2項に違反するものであり、取り消されるべきである。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和7年(2025年) 10月17日	熊本市長から諮問(令和7年(2025年)8月5日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和8年(2026年) 3月30日	諮問の審議を行った。
令和8年(2026年) 4月10日	答申案の審議を行った。
令和8年(2026年) 4月24日	答申案の審議を行った。